

奈良市要介護認定調査業務実施要項

(目的)

第1条 この要項は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定等に係る調査（以下「認定調査」という。）の指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるもの（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）への委託について、細目を定めることを目的とする。

(調査員)

第2条 委託を受けた指定居宅介護支援事業者等（以下「受託事業者等」という。）は、介護保険法第24条の2第2項及び第28条第6項に規定する介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者（以下「調査員」という。）で次条に規定する登録を行ったものに認定調査を行わせるものとする。

(調査員登録)

第3条 受託事業者等は、「要介護認定調査業務従事者届出書」（別記様式1）により、都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修を受講している調査員をあらかじめ奈良市に届け出るものとする。

2 奈良市は届出のあった調査員について調査員登録を行い、また市内事業者に属する調査員については「奈良市介護保険認定調査員証」（別記様式2）（以下「調査員証」という。）を発行する。

(調査員証の交付)

第4条 前条第2項の「調査員証」は、次の書類の提出があった者に交付する。

- (1) 介護支援専門員証の写し 1枚
- (2) 顔写真（縦3.0cm、横2.4cm 正面・脱帽・6ヵ月以内に撮影したもの） 1枚

(登録事項の変更等)

第5条 調査員登録された事項に変更があったときは、1週間以内に「要介護認定調査業務従事者届出事項変更届出書」（別記様式3）と、調査員証の交付を受けている調査員は「調査員証」を添えて奈良市に提出しなければならない。

2 調査員登録された者で介護支援専門員の有効期間が更新された場合は、介護支援専門員証の交付をうけた日から1週間以内に「介護支援専門員証記載事項変更届出書」（別記様式6）に「介護支援専門員証の写し」を添えて奈良市に提出しなければならない。

(調査員の研修)

第6条 奈良市内の受託事業者等の調査員は、自己研修等により、国が定める「調査員テキスト」の習得に努めるものとする。

- 2 第3条の規定にある、都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修を受講した調査員のうち、「認定調査員テキスト2009改訂版」以前の研修を受講した者については、直近で開催される都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修を受講しなければならない。

(認定調査の実施)

第7条 認定調査を実施するにあたって、市長は、「介護保険要介護認定調査依頼書」(別記様式4)(以下「調査依頼書」という。)を発行する。

- 2 受託事業者等は、第3条の規定により登録を行っている者の中から調査員を選定し、認定調査を行わせるものとする。
- 3 調査員は、対象者に面接を実施し、「認定調査票」及び「特記事項」(以下「調査票」という。)を記入する。記入にあたっては、認定調査員テキストに基づいて判断を行うものとする。
- 4 受託事業者等は、調査依頼書に記載された提出期限までに調査票を奈良市に提出しなければならない。ただし、対象となる被保険者の状況等やむを得ない事由により提出期限までに実施できない場合には、速やかに奈良市へ連絡するものとする。
- 5 受託事業者等は、調査票提出後、奈良市からその内容等についての問い合わせがある場合には協力しなければならない。

(調査員の服務)

第8条 調査員は、認定調査を行うにあたり、次の各号の区分に従い、当該各号に定める書類を携行しなければならない。

- (1) 奈良市内の受託事業者等の調査員

奈良市が発行する調査員証、介護支援専門員証及び調査依頼書

- (2) 奈良市外の受託事業者等の調査員

介護支援専門員証及び調査依頼書

- 2 調査員は、認定調査の際に前項に掲げる書類を対象となる被保険者及び家族等(以下「対象者」という。)に提示しなければならない。

(委託料)

第9条 指定居宅介護支援事業者等(指定市町村事務受託法人を除く)へ委託する認定調査に係る委託料は、次のとおりとする。

在宅分 4, 400円(うち消費税及び地方消費税400円)

施設分 2, 321円(うち消費税及び地方消費税211円)

ただし、遠隔地の認定調査に係る委託において、受託事業者等の所在地を管轄する保険者との契約と同額によらない契約が不可である場合は、当該保険者との契約に準ずる。

(委託料の請求)

第10条 受託事業者等は、認定調査に係る委託料を毎月の業務終了後、翌月10日までに「要介護認定調査実施報告書」(別記様式5)を添えて請求するものとする。

(委託料の支払い)

第11条 奈良市は、前条の規定による委託料の請求があった場合には、請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 受託事業者等は、調査の実施にあたり、個人情報の取扱いについて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託事業者等は、認定調査の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識して、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- (2) 調査員は、認定調査に関して知り得た情報（以下「調査結果」という。）を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。
- (3) 調査結果の提出にあたっては、滅失又はき損されないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項各号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、認定調査員テキストを遵守し、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- (5) 受託事業者等は、調査結果に含まれる個人情報については、何人にも開示してはならない。
- (6) 受託事業者等は、調査結果が記録された資料及び成果物を複写し、又は複製してはならない。ただし、第7条第5項の規定による協力に必要な場合を除く。
- (7) 受託事業者等は、調査結果が記録された資料について、切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって調査票提出の6ヶ月が経過した時点で処分しなければならない。ただし、奈良市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (8) 受託事業者等は、委託期間が満了し、又は契約が解除された場合は、委託業務に係る個人情報の資料を速やかに奈良市に返還しなければならない。
- (9) 受託事業者等は、調査員に対し、条例及びこれらに基づく諸規定を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
- (10) 受託事業者等は、調査員に対し、個人情報の保護に関する法律に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- (11) 受託事業者等は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、調査員に対し、その内容及び守秘義務に関する事項並びに情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(事故発生時における報告義務)

第13条 受託事業者等は、前条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに奈良市に報告し、その指示に従わなければならない。委託期間が満了し、又は契約が解除された場合においても、同様とする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の第12条第2号の規定は、令和4年4月1日以後の委託から施行し、同日前の委託については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。